

結城市新商品開発等事業補助金 Q&A

<申請手続きについて>

Q.補助金は先着順ですか

→申請書類一式が提出された順に審査を行います。交付決定額が予算額に達した時点で終了します。事業に取り組む前に計画や事業費について、市に事前に相談をしていただくのが望ましいです。

Q.申請書はどこでもらえますか

→市 HP からダウンロードしていただく方法と市商工観光課で用紙を受け取る方法があります。

Q.書類がまだ揃わないが、一部だけ預かってもらえませんか

→書類が揃わないものについては、受付できません。郵送で不備があった場合には、返送させていただきます。

<補助金の対象について>

Q.補助対象経費は何ですか

→新商品を開発もしくは、既存商品の改良をするための、「備品の購入」や「備品の改良・修繕」など、備品に関わる経費が対象となります。(開発のための例えば消耗品費や委託費などは対象外)

Q.新商品を必ず完成させなければなりませんか

→原則、完成を目指した計画を作成したうえで申請してください。また、新商品はふるさと納税返礼品として出品することを見込んだものとしてください。

Q.備品の購入において対象にならない備品はありますか

→新商品を開発するために必要な備品の導入は対象とします。

ただし、汎用性の高い備品(例:パソコン、プリンターなど事務備品)は、対象になりません。

Q.パッケージデザインの変更は既存商品の改良となりますか

→パッケージそのものの性能向上や商品の売れ行き促進のためのものなど、商品が従来品よりも優れた品質となる必要があります。(箱でのまとめ売りから個包装対応に変更するなど)

<補助金交付額・交付決定後について>

Q.交付決定通知に記載の金額以上に補助が受けられることがありますか

→原則として交付決定額が上限となり、実績に基づいて交付されます。備品の追加が必要となった場合などは事前に相談の上、予算上可能な場合のみ、変更申請をする流れとなります。

Q.申請した事業が年度内に完了しない場合はどうなりますか

→年度内での実績報告書の提出をもって、補助金の額を確定し、交付を行いますので、年度内に事業が完了しない(事業完了後、実績報告書が提出できない場合含む)ときは、いかなる場合も、補助金の交付は受けられません。判明した時点で、年度内完成までの事業計画へ変更を行うか、申請を取り下げ(中止)してください。

Q.領収証を紛失してしまった

→支払を証明する書類がないものについては対象経費となりません。